

今号は、「①いの健京都センター2023年度第5回理事会報告、②この間のアスベストをめぐる裁判の動き、③この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング、④今月のお勧めの4冊」です。

## I いの健京都センター・2023年度第5回理事会、開催！

7月23日、いの健京都センターの2023年度第5回理事会が開催され、8月31日に開催する第26回定期総会の議案などを討議しました。

河本一成理事長は、あいさつで、「猛暑の中、ごくろうさま！ コロナは第11波に突入し、私の病院にも連日患者が来られています。重症となる方は少ないのですが、感染力は非常に強いです。コロナが5類となって、自己負担となって、病院に来れない患者もいると思います。もっと患者はいるし、感染拡大は報告されている数字より深刻だと思います。コロナは当初全額公費負担で処置されましたが、こうした取り扱いをもっと広げるべきだったと思います。そうした措置を採ることが結局医療費が安くつくということになったでしょう。ウクライナ、ガザは終わりが展望できない状況となっています。大企業や軍需産業の利益優先の政治がこうした事態を招いています。世界全体を変えなければならぬと強く思っています。努力を続けていきましょう。8月末の定期総会を成功させるべく、活発な討論をよろしくお願いします！」と述べられました。

### いの健京都センター第26回定期総会&25周年記念講演会

- 開催日時・場所：8月31日（土）午後1時30分～5時15分、ラポール京都四階・第12会議室、
- 第26回定期総会（13：30～15：30）
- 25周年記念講演会「『いの健』結成25年を新たな出発点とした目標と課題」（仮題）（15：45～17：15）（講師：いの健全国センターの埜田和史理事長（びわこリハビリテーション専門職大学教授））

## II この間のアスベストをめぐる裁判の動き

7月9日、ユニチカの元労働者の河合敏彦さん（京都職対連・幹事）は、仕事でアスベストに被ばくしたことによって中皮腫を発症し、労災認定されたことを踏まえ、国に対し国家賠償を京都地裁に提訴しました。今後、8月4日（日）には、「元ユニチカ労働者のアスベスト被災者を励まし、身近なアスベスト問題を考える学習会」（午後2時～4時、宇治市産業会館第1研修室）が、地元の宇城久地区労といの健京都センターも参加しているアスベスト京都の会の共催で開催されます（主な内容は、大阪アスベストセンターの伊藤泰司さんが講師の学習会と支援の訴え）。9月4日（水）には、「第1回期日」（午後1時10分～、京都地裁208号法廷）が入りました。

一方、建設アスベスト京都訴訟は、第2陣の控訴審が7月4日に大阪高裁で始まり、第3陣は7月19日に第12回となる弁論が京都地裁で行われました。国との和解はすでに成立し、建材メーカーは最高裁で断罪されても引き続き争う姿勢のため、裁判が続いています。裁判を通じて、建材メーカーも含めたアスベスト被害者の救済の仕組みを確立していくことが求められています。それとともに、最高裁判決で認められなかった屋外工や解体工に対する建材メーカーの企業責任を認めさせることももう一つの大きな争点となっています。



### ○ 建設アスベスト京都訴訟の年内の裁判期日：

（3陣）京都地裁：9月27日（金）、11月15日（金）、どちらも午後1時・集合

（2陣）大阪高裁：10月28日（月）、12月11日（水）、どちらも午後1時・集合

## Ⅲ この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング

### 1 2023年の「国民生活基礎調査」の結果

7月5日、厚生労働省は、**2023年の「国民生活基礎調査」の結果**を公表した。i. **世帯の状況**では、㊦単独世帯が1849.5万世帯、全世帯の34.0%と世帯数、割合とも過去最高、児童のいる世帯は983.5万世帯、全世帯の18.1%と世帯数、割合とも過去最少となった。ii. **所得等の状況**では、1世帯当たりの平均所得額は524.2万円と減少（前年545.7万円）し、生活意識が「苦しい」とした世帯は59.6%と前年の51.3%より急上昇した。



### 2 2023年度の「アスベストによる疾病の労災請求及び支給状況」

6月19日、厚生労働省は、**2023年度の「アスベストによる疾病の労災請求及び支給状況」**を公表した。i. 労災保険の請求件数は1,304件で、決定件数は1,308件で、うち支給決定件数は1,170件、認定率は89.4%。支給決定件数の内訳は、肺がん433件（認定率81.7%）、中皮腫642件（同96.8%）、良性石綿胸水22件（95.7%）、びまん性胸膜肥厚73件（79.3%）。その他、じん肺として労災認定されたものの内、石綿肺と判断されたものが61件。



### 3 2023年度の「過労死等の労災補償状況」

6月28日、厚生労働省は、**2023年度の「過労死等の労災補償状況」**を公表した。全体の請求件数は4,598件と前年より1,112件（31.9%）も増加している。

**脳・心臓疾患**では、請求件数は1,023件で、前年より220件（27.4%）増加。内死亡事案は247件で、前年より29件（13.3%）増加。決定件数は667件で、内支給決定件数は216件で認定率は32.4%。死亡事案では決定件数が187件で、内支給決定件数は58件で認定率は31.0%。業種別（大分類）の請求件数では、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、建設業の順で、運輸業・郵便業の内では、道路貨物運送業が最多。職種別（大分類）の請求件数では、輸送・機械運転従事者、専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者の順で、輸送・機械運転従事者の内では、自動車運転従事者が最多。年齢別では、50歳代、60歳以上、40歳代の順に多い。

**精神障害**では、請求件数が3,575件で、前年より892件（33.2%）増加。内未遂を含む自殺事案は212件で、前年より29件（15.8%）増加。決定件数は2,583件、内支給決定件数は883件で、認定率は34.2%。未遂を含む自殺事案では、決定件数は170件、内支給決定件数は79件、認定率は46.5%。業種別（大分類）には、医療・福祉、製造業、卸売業・小売業の順で、医療・福祉では、社会保険・社会福祉・介護事業が最多。職種別（大分類）では、専門的・技術的職業従事者、事務従事者、サービス職業従事者の順で、中分類では一般事務従事者が最多。年齢別の支給決定件数では、40歳代、20歳代、30歳代の順。出来事別の支給決定件数では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」、「業務に関し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」、「セクシュアルハラスメントを受けた」の順。



### 4 公的年金の財政検証結果&公的年金の積立金の運用状況

7月3日、厚生労働省は、**2024年の「公的年金の財政検証結果」**を、社会保障審議会年金部会に提示した。マクロ経済スライドによる年金受給金額の調整を、2057年度まで続け、年金財政の収支を均衡させるとしている。その結果年金の給付水準は、2024年度の所得代替率61.2%から50.4%になると試算。合わせて、厚生労働省は、国民年金の納付期間を現状の40年間から45年間に延長する方針は「見送る」と明らかにした。



7月5日、公的年金の積立金を運用している「年金積立金管理運用独立行政法人」(GPIF)は、2023年度の運用収益額が、国内外の株高と円安によって、45兆4153億円と過去最大になったと公表。2023年度末の運用資産総額は245兆9815億円で、2001年度からの累積収益額は153兆7976億円にも上っている。

### 5 事業主は、労災認定の取消訴訟は提起できない！

7月4日、最高裁は、一般財団法人「あんしん財団」が労災認定の取り消しを求めていた裁判で、「メリット制の適用があっても、事業者は、労働者が受けた労災支給決定の取消訴訟を提起することはできない」として、それを認めた東京高裁を破棄する判決を行った。



### 6 2023年度の「個別労働紛争解決制度の施行状況」

7月12日、厚生労働省は、2023年度の「個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました。総合労働相談件数は、4年連続で120万件を超え、高止まり状況です。都道府県労働局長による助言・指導の申出件数及び紛争調整委員会によるあっせんの申請件数は前年度より増加しています。総合労働相談は120万400件（前年比▲3.0%）で、内訳は「法制度の問い合わせ」83万4,816件（▲3.1%）、「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」19万2,972件（+2.4%）、「民事上の個別労働関係紛争相談」26万6,160件（▲2.2%）となっています。「助言・指導申出」は8,346件（+4.5%）、「あっせん申請」は3,687件（+5.6%）です。民事上の個別労働関係紛争における相談、あっせんの申請では、「いじめ・嫌がらせ」が最多で、相談60,113件、あっせん申請800件です（注：パワハラは労働施策推進法にもとづくため含まれていません）。「労働条件の引き下げ」の相談件数（30,234件、+6.9%）、助言・指導の申出（1,020件、+26.7%）、あっせん申請（380件、+20.6%）が顕著に増加しています。



### 7 旧優生保護法による強制不妊手術は憲法に違反する！



7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法（1948～96年）による不妊手術を強制された被害者が国を相手取って損害賠償を求めていた裁判で、「旧優生保護法とそれにもとづく手術は、憲法13条（個人の尊重）と14条（法の下での平等）に反して違憲だ」とする原告全面勝利の判決を言い渡した。手術から20年を過ぎると賠償請求権が消滅する除斥期間の適用についても、「著しく正義・公正の理念に反し、到底容認することができない」として排除した。最高裁判決を受けて、岸田首相は「真摯に反省し、心から深くおわびする」と、林官房長官は「判決に基づく賠償を速やかに行う」と述べました。原告らは「声をあげられない人たちのためにも、すべての被害者に補償を」と訴えています。

### 8 国際司法裁判所（ICJ）がイスラエルを断罪！

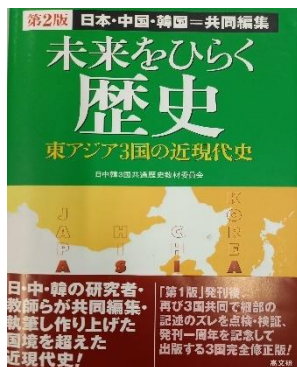
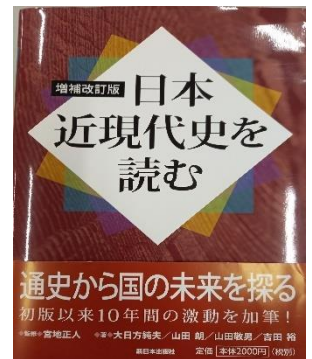
7月19日、オランダのハーグにある国際司法裁判所（ICJ）は、「パレスチナ占領地でのイスラエルの駐留は国際法に違反する」という勧告的意見を出しました。そして、イスラエルは、「①違法な駐留を可能な限り速やかに終わらせる義務を負う、②新たな入植活動の即時停止と全入植者の撤退の義務を負う、③占領地での損害賠償義務を負う」と判じました。ICJのサラーム所長は、「勧告的意見は、公正で永続的な和平につながる、正義に基づくプロセスの基礎を敷いた」と述べました。



## IV 今月のお勧めの2冊+α：「増補改訂版・日本の近現代史を読む」「日本・中国・韓国共同編集『未来をひらく歴史～東アジア3国の近現代史』」

編集子は、1954年生まれで、戦争の経験や記憶が基本的にありません。今から振り返って考えてみれば、戦争が終わってから9年しか経っていないのですが…。そして、学校でも、日本の近現代史、戦争と侵略の歴史も、きちんと学んで来なかったような気がします。労働運動に参加するようになり、憲法や反核・平和を守る運動に関心を持つようになり、日本の近現代史における侵略と戦争の歴史を学ぶ重要性を感じ、そうした本を読みあさってきました。暑い8月を迎え、ヒロシマ・ナガサキ、終戦の日を迎えるにあたって、明治維新以降の日本の近現代史、侵略と戦争の歴史を学んでみるのはいかがでしょうか！—今月はそれに適した本を2冊、紹介させていただきます。

まず、宮地正人・監修、大日方澄夫・山田朗・山田敬男・吉田裕共著「増補改訂版・日本近現代史を読む」（2019年5月初版、新日本出版社、2000円+税）。B5版で大きく、写真もたくさん使われていて、読みやすいのが特徴。1つの項目が、基本的に2ページ、見開きでまとめられています。日本の近代国家としての成立から、2つの世界大戦を経て、戦後の日本と世界から現代にいたるまでを、コンパクトにわかりやすくまとめています。特に、日清戦争以降の日本の植民地主義と帝国主義的侵略の事実がきちんと明らかにされています。



次に、日中韓3国共通歴史教材委員会「日本・中国・韓国共同編集『未来をひらく歴史～東アジア3国の近現代史』・第2版」（2006年7月初版、高文研、1600円+税）。本の帯には、「日・中・韓の研究者・教師が共同編集・執筆し、作り上げた国境を越えた近現代史！」とあり、そして本文の「読者のみなさんへ」という呼びかけのところには、「過去の過ちを覚えておくと、同じ過ちをまた犯すという愚かさを避けることができる」、「これまでの世代が解決することのできなかった宿題を、3国の若いみなさんがお互いに協力し合いながら解決し、新しい東アジアの歴史を作り出していってくれることを願っている」ともあります。

+α（プラス・アルファ）で、夏休みのひと時に気楽に読める、最近読んで面白かった新書を2冊紹介させていただきます。1冊目は、三宅香帆さんの「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」（集英社新書、2024年4月初版、1000円+税）。三宅さんは1994年生まれのアート評論家。帯には「疲れてスマホばかりみてしまうあなたへ—読書史と労働史でその理由がわかる！」とあります。「まえがき」には、「本が読めなかったから、会社をやめました。」「現代の労働は、労働以外の時間を犠牲にすることで成立している。」「いや、そもそも本も読めない働き方が普通とされている社会って、おかしくない!？」とありました。「なぜ働いていると本が読めなくなるのか？」—本書を読んで考えてみませんか！



2冊目は、熊谷徹さんの「ドイツ人はなぜ、1年に150日休んでも仕事が回るのか」（青春出版社、2015年8月初版、880円+税）。熊谷さんは、元NHKの記者で、現在はドイツ・ミュンヘン在住のフリージャーナリスト。最近、人口が日本の3分の2のドイツが、日本のGDPを上回ったこと＝ドイツの労働者の労働生産性が日本の労働者の1.5倍であることが大きな話題となりましたが、その秘密をうかがい知ることができます。要は、日本の労働者の低賃金・長時間労働がその原因なのですが、ドイツの労働者の「年次有給休暇30日・完全消化」「1日8時間労働の厳守」を学び、空文化している日本の労働基準法（＝法32条「週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない」、法39条「使用者は、有給休暇を与えなければならない」など）を厳守させなければならないとあらためて痛感させられた次第。